

酪農学園大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 酪農学園大学大学院（以下「大学院」という。）は、酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。

(1) 酪農学専攻修士課程は、多様化・高度化する酪農学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、酪農のかかえる総合的、循環的・エネルギー給源的諸問題に対応し得る高等教育研究を展開し、国際的視野にたつて次世代の酪農学の教育と研究を担う人材を養成する。

(2) フードシステム専攻修士課程は、現代社会において強く要請される食資源・食料の生産・加工から流通に至る安全安心確保と、消費者ニーズの的確な評価・判断に関する高度かつ広範な学識を有し、豊かな消費社会の実現のためグローバル経済から地域まで視野に入れて行動できる高い目的意識と強固な使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。

(3) 食生産利用科学専攻博士課程は、自然環境の保全に配慮しつつ安全・安心な食料を質・量ともに確保する具体的な方策と学理について、学問分野を横断的かつ先進的に研究することにより、社会の多様な方面で、高度な専門性を全体の調和のなかで柔軟に活かして活躍する研究者・指導者を養成する。

(4) 食品栄養科学専攻修士課程は「食」と「人の健康」をつなぐ各分野での深い学識と幅広い経験を体得し、国際的視野に立ち、高い目的意識と強い使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。同専攻博士課程は、それぞれの専門分野における教育・研究を通じて、酪農学園大学ならではの利点を生かし、農業・食品・人の健康という複数の領域の横断的な思考により、環境にも配慮した、人の健康向上に貢献する高度な知識と技術を備えた研究者・指導者を養成する。

3 獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的とする。

(1) 獣医学専攻博士課程は、多様化・高度化する獣医学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたつて次世代の獣医学の教育と研究を担う人材を養成する。

(2) 獣医保健看護学専攻修士課程は、臨床とその基盤となる諸科学の教育を通して、創造的かつ実践的な動物看護師となりうる人材並びに幅広く深い教養と専門知識・技術及び総合的な判断力を涵養し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を持った人材を養成する。

(課程)

第1条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前二条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2節 組織

(研究科及び収容定員)

第2条 大学院に、酪農学研究科及び獣医学研究科を置く。

2 前項の研究科の収容定員は、次のとおりとする。

酪農学研究科

酪農学専攻	修士課程	入学定員6名	収容定員12名
フードシステム専攻	修士課程	入学定員6名	収容定員12名
食生産利用科学専攻	博士課程	入学定員2名	収容定員6名
食品栄養科学専攻	修士課程	入学定員6名	収容定員12名
食品栄養科学専攻	博士課程	入学定員2名	収容定員6名

獣医学研究科

獣医学専攻	博士課程	入学定員3名	収容定員12名
獣医保健看護学専攻	修士課程	入学定員3名	収容定員6名

第3節 教員組織

(教員組織)

第3条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

2 前項の教員の資格については、次の各号の一による。

- (1) 博士の学位を有し、研究の指導並びに教育上の能力及び識見を有する者
- (2) 研究業績を有し、前号に準ずると認められた者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められた者

第4節 運営組織

(研究科委員会)

第4条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科の指導教授及び授業担当の教授をもって構成する。

3 研究科委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 4 研究科委員会は、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(大学院委員会)

第5条 大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長、各研究科長、各研究科選出委員各5名、教育センター教務担当部長、学生部長、入試部長及び就職部長をもって構成する。
- 3 大学院委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 大学院学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項
 - (2) 研究科、その他関係機関との連絡調整に関する事項
 - (3) 大学院の組織及び運営に関する事項
 - (4) 学長が必要と認めた事項
- 4 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日は、酪農学園大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第2章 大学院通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第7条 酪農学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 酪農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
 - 3 獣医学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。
 - 4 獣医学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第8条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後学期の始めとすることができる。

(修士課程の入学資格)

- 第10条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者

- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (5) その他、当該研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士課程の入学資格)

第11条 博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修業年限6年の獣医学科を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、当該研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。ただし、酪農学園大学大学院修了および酪農学園大学学群・学部卒業者については、入学金は徴収しない。

2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で、大学院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他大学院に在学する学生
- (2) 大学院を退学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育方法及び履修方法等

(教育方法)

第16条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 各研究科における授業科目並びに単位数は、別表による。
- 3 授業科目の単位計算方法については、大学学則の規定を準用する。

- 4 前項の規定にかかわらず、授業科目の講義、演習、実験又は実習のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学学則第22条に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 5 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 6 大学院委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(履修方法等)

第17条 授業科目の内容及び研究指導の内容及びこれらの履修方法は、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修得すべき単位数)

第19条 各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。

- (1) 酪農学研究科酪農学専攻修士課程、フードシステム専攻修士課程及び食品栄養科学専攻修士課程においては、30単位以上
- (2) 酪農学研究科食生産利用科学専攻博士課程においては、11単位以上
- (3) 酪農学研究科食品栄養科学専攻博士課程においては、6単位以上
- (4) 獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程においては、30単位以上
- (5) 獣医学研究科獣医学専攻博士課程においては、30単位以上

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導等)

第20条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等との協議に基づき、学生は他大学の大学院において授業科目を履修することができること又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

(教育職員免許状の授与の所要資格取得)

第21条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

酪農学研究科

酪農学専攻 修士課程

中学校教諭専修免許状 理科、社会

高等学校教諭専修免許状 理科、農業、公民

フードシステム専攻 修士課程
中学校教諭専修免許状 社会
高等学校教諭専修免許状 公民、商業
食品栄養科学専攻 修士課程
中学校教諭専修免許状 理科
高等学校教諭専修免許状 理科、農業

(成績)

第22条 授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、優・良・可・不可の4種の評語をもって表し、不可を不合格とする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学、復学、転学、留学、退学及び除籍)

第23条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍は、大学学則を準用するほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

2 第20条の規定は、外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

第5節 課程の修了要件及び学位

(修了)

第24条 第7条に規定する修業年限（第15条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第16条及び第19条に定める授業科目及び単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（修士課程にあっては、その目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格した者については、大学院委員会の議を経て学長が修了を認定する。

2 第7条第1項及び第3項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第7条第2項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

4 第7条第4項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査)

第25条 学位論文の審査については、各研究科において別に定める。

2 研究科は、必要があるときには、学位論文の審査について他大学の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

(最終試験)

第26条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験について必要な事項は、各研究科において別に定める。

(学位の授与)

第27条 第24条の規定により修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

酪農学研究科

酪農学専攻 修士課程	修士 (農 学) の学位
フードシステム専攻 修士課程	修士 (農 学) の学位
食生産利用科学専攻 博士課程	博士 (農 学) の学位
食品栄養科学専攻 修士課程	修士 (食品栄養科学) の学位
食品栄養科学専攻 博士課程	博士 (食品栄養科学) の学位

獣医学研究科

獣医学専攻 博士課程	博士 (獣医学) の学位
獣医保健看護学専攻 修士課程	修士 (獣医保健看護学) の学位

2 学位の授与に関する事項は、酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

第6節 賞罰

(賞罰)

第28条 賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第7節 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生)

第29条 各研究科に委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生を入学させることができる。

2 前項の学生には、大学学則の規定を準用するほか、必要な事項は研究科において別に定める。

第8節 授業料等

(授業料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

酪農学研究科

酪農学専攻 修士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授 業 料 595,000円、実験実習料 110,000円

フードシステム専攻 修士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授 業 料 595,000円、実験実習料 110,000円

食生産利用科学専攻 博士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授業料(1～2年次) 595,000円、(3年次) 520,000円、
実験実習料 120,000円

食品栄養科学専攻 修士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授 業 料 595,000円、実験実習料 110,000円
食品栄養科学専攻 博士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授業料(1～2年次) 595,000円、(3年次) 520,000円、
実験実習料 120,000円

獣医学研究科

獣医学専攻博士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授業料(1～2年次) 595,000円、(3～4年次) 520,000円、
実験実習料 120,000円

獣医保健看護学専攻修士課程

入学検定料 30,000円、入 学 金 140,000円、
授 業 料 595,000円、実験実習料 110,000円

2 前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。

(その他の費用)

第31条 その他学生の負担すべき額は、別に定める。

(授業料等の納付)

第32条 授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第33条 納付した授業料等は、返付しない。

第9節 雑則

(雑則)

第34条 大学院に関し必要な事項は、この学則のほか学位規程及び研究科規程に定める。

2 この学則により大学学則を準用する場合は、「教授会」を「研究科委員会」又は「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第10節 改廃

(改廃)

第35条 この学則の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年12月12日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
ただし、学則第31条の規定による授業料の額は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 学則第17条第2項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 学則第17条第2項の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 学則第17条第2項の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 学則第17条第2項及び第22条第2項の規定は、平成9年度入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）及び第22条第2項の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）、第22条第2項及び第31条の規定は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）の規定は、2009（平成21）年度入学者から適用し、2008（平成20）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

2 学則第17条第2項（別表）の規定は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、第17条の規定については、2010（平成22）年度以前の入学者にも適用する。

附 則

この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。